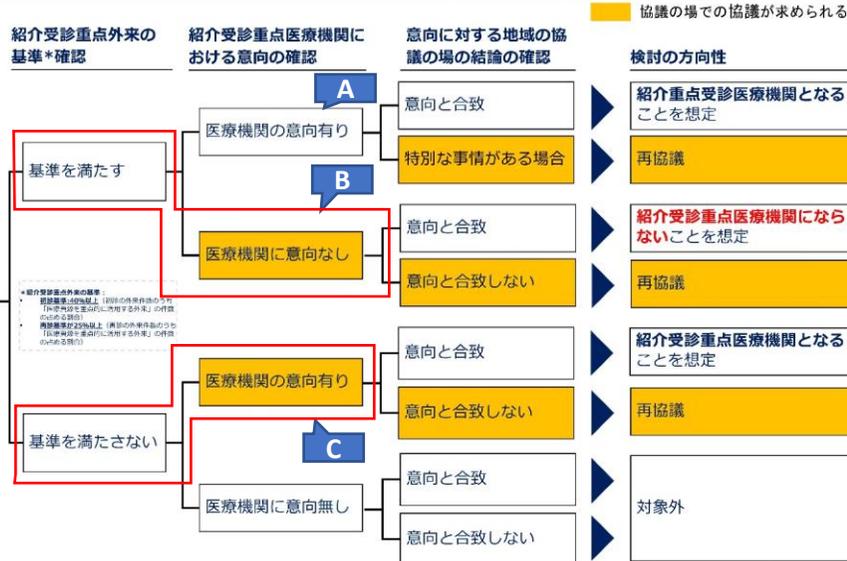


医療圏における報告内容 (紹介受診重点外来割合と病院の意向)



再協議となった案件については、ガイドラインに基づいて、協議を行い、最終的に医療機関の意向と協議の場の結論が合致したものに限り、紹介受診重点医療機関として公表を行う。

外来機能報告等に関するガイドライン (抜粋)

3. 協議の場 3-2 協議の場の参加者

(前略) これらの参加者に加えて、紹介受診重点医療機関の取りまとめに向けた協議を行う場合、以下の医療機関の出席を求め、意見を聴取すること。

① 「紹介受診重点医療機関」の紹介受診重点外来に関する**基準に該当するものの**、外来機能報告において「紹介受診重点医療機関」としての役割を担う**意向を有しない医療機関** (左図Bに該当)

② 「紹介受診重点医療機関」の紹介受診重点外来に関する**基準に該当しないものの**、外来機能報告において「紹介受診重点医療機関」としての役割を担う**意向を有する医療機関** (左図Cに該当)

カテゴリ	医療機関名	基準		参考基準		(参考) 特定・支援病院
		初診外来割合 40%以上	再診外来割合 25%以上	紹介率 50%以上	逆紹介率 40%以上	
南和医療圏						
A (基準○意向○)	—	—	—	—	—	
B (基準○意向×)	—	—	—	—	—	
C (基準×意向○)	—	—	—	—	—	